

宿泊・医療救護のしおり

宿泊について

1 宿泊料金

(1) 宿泊料金は、次のとおりです。

区分	消費税	宿泊料金				備考
		1泊2食	1泊夕食	1泊朝食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	3,000円 ～15,000円	2,700円 ～13,500円	2,400円 ～12,000円	2,100円 ～10,500円	※ 通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含みます。
	10%	3,300円 ～16,500円	2,970円 ～14,850円	2,640円 ～13,200円	2,310円 ～11,550円	※ 入湯税の課税対象施設の場合、別途徴収します。

(2) 報道員・その他大会関係者

上記の表によらず、1泊朝食 12,000円（税抜）以内で宿舍が定める金額（2人部屋を1人で使用する等、定員未滿での宿泊については、この金額を超える場合があります。）

(3) 欠食控除

欠食控除の適用を受ける場合は、朝食、夕食ともに前々日の昼 12 時まで申し出てください。

2 宿泊取消料

(1) 宿泊取消料は、次のとおりです。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	※ 素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とします。 ※ 取り消した泊数に関わらず、1泊分の宿泊料金（税抜）を基に算定します。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(2) 競技敗退による取消（負け帰り）及び荒天等による競技会期短縮の決定後における選手・監督の特例は、次のとおりです。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は 競技会期短縮決定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とします。
敗退日翌日以降又は 競技会期短縮決定日の翌日以降	不要	

※ 宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記(1)(2)に関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とします。

3 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、次のとおりです。

区分	競技会期	適用期間
会期前	令和4年9月10日(土)～9月19日(月)	令和4年9月6日(火)15時～9月20日(火)10時
本会期	令和4年10月1日(土)～10月11日(火)	令和4年9月27日(火)15時～10月12日(水)10時

4 宿泊料金等の精算

宿泊申込時に決定した宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者)が、宿泊精算確認書で支払額を確定の上、現地で現金精算してください。

5 注意事項

- (1) 大会参加者の宿泊取消については、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情がない限り、認められません。
- (2) 宿泊の申込・変更・取消は、宿泊申込代表者が別途御案内する「宿泊申込システム」にログインして行ってください。ただし、入宿後の変更・取消は、宿泊申込代表者が宿舎に直接御連絡ください。
- (3) 宿泊の変更・取消申し出の効力の発生時期は、以下のとおりです。
 - 入宿前は、「宿泊申込システム」で配宿センターが申し出を受信した日時とします。ただし、システムの異常等により、変更・取消の申し出が困難な場合は、FAX 又はメール等で配宿センターに到達した日時とします。
 - 入宿後は、宿舎への申し出があった日時とします。

〔 宿泊に関する問い合わせ先 〕

いちご一会とちぎ国体配宿センター

電話 : 028-612-6340 FAX : 028-615-7182

医療救護について

救護所における応急処置

- 負傷・発病した方には、式典会場及び各競技会場に設置した救護所で応急処置を行います。
ただし、体調不良者については、救護所と別に設置する静養スペースで静養いただきます。
⇒ 以下の「体調不良者発生時の対応について」を参照してください。
- 診療や治療が必要な場合、医療機関への受診を勧めるほか、必要に応じて、救急自動車で医療機関に搬送しますので、監督等関係者の付き添いをお願いします。
- ※ 救急自動車による救急搬送の場合を除き、交通費は自己負担となります。
- 医療機関を受診する場合、「保険証」と、救護所で交付される「処置記録兼診療依頼書＊」を医療機関に提出してください。
- * 「処置記録兼診療依頼書」：救護所等での処置内容等を医療機関に伝達し、診療をお願いする書類です。

宿泊施設で負傷・発病したとき

- 監督等関係者に連絡の上、宿泊施設に医療機関の紹介又は救急搬送の要請を依頼してください。

体調不良者発生時の対応について

新型コロナウイルス感染が疑われるとき

- ① 「体調不良者の定義」に記載する症状が出た場合は、式典会場及び競技会場には入場できません。
- ② 入場後に、症状が出た場合は、救護所とは別に設置した静養スペースにおいて静養し、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿いただくとともに、医療機関等に受診又は相談されるようお願いいたします。

体調不良者の定義

- 発熱している者（37.5℃以上）
- 次のいずれかの新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある者
 - ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
 - ・ 息苦しさ
 - ・ 身体が重い、疲れやすい
 - ・ 味覚異常、嗅覚異常

〔 栃木県受診・ワクチン相談センター 〕

☎ 0570-052-092（24時間）

- ※ 県内在住者で、かかりつけ医等の医療機関がある場合は、当該医療機関へ電話で御相談ください。
- ※ 濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあつせんした宿泊施設とは別に選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担してください。

参考情報

○ とちぎ医療情報ネット

最寄りの受診可能な医療機関に関する情報が入手できます。

<https://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/>

(栃木県医師会、栃木県歯科医師会、栃木県薬剤師会の休日夜間当番医や薬局の HP にもリンクします。)

○ 栃木県内の診療・検査医療機関

発熱等の症状がある方の診療・検査を行う医療機関を公表しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sinryoukensa2.html>

○ いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン第3版

<https://www.tochigikokutai2022.jp/>

○ 栃木県薬剤師会ドーピング防止ホットライン

御相談の際には、以下の項目をお知らせください。

- ① 都道府県名
- ② 氏名
- ③ 年齢
- ④ 性別
- ⑤ 電話番号・メールアドレス
- ⑥ 相談者の分類（医師、薬剤師、競技者（本人）、競技者の保護者、コーチ、その他）
- ⑦ 競技名
- ⑧ 出場予定大会名
- ⑨ 大会開催期間
- ⑩ 相談内容（医薬品名はフルネームで正確にご記載ください）

受付方法

質問フォーム：<https://forms.gle/tCZTFvmiQ6yenu1LA>

Eメール：doping-hotline@tochiyaku.com

※ 24時間受付。回答は平日9時～17時となります。

※ メールを受信拒否設定をされている方は解除願います。



JADAスポーツファーマシスト検索

お近くのスポーツファーマシストを検索できます。

<https://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>



栃木県薬剤師会ドーピング防止ホットライン
☎ 028-658-9877（平日9時～17時）

【発行】

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局（栃木県国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課）

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

電話：028-623-3846

FAX：028-623-3527